



平成 30 年 1 月 16 日

各 位

会 社 名 ポケットカード株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 恵一
(コード：8519、東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 林田 義典
T E L 03-5441-3450

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 14 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から平成 30 年 1 月 31 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 30 年 2 月 1 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

平成 30 年 2 月 6 日（予定）をもって、平成 30 年 2 月 5 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式について、5,557,600 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

78,249,909 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

78,249,923 株

（注）当社は、平成 29 年 12 月 14 日開催の取締役会において、平成 30 年 2 月 5 日付で自己株式 1,073,921 株（平成 29 年 8 月 31 日時点で所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議しておりますので、効力発生前における発行済株式総数は、平成 30 年 2 月 5 日付で消却を行う予定の自己

株式の数を控除した発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

14 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

56 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社G I T（以下「G I T」といいます。）とその完全親会社である伊藤忠商事株式会社、株式会社ビーエスエス（以下「B S S」といいます。以下G I T及びB S Sを総称して「公開買付者ら」といいます。）とその完全親会社である株式会社ファミリーマート及び株式会社三井住友銀行の合計5社の全部又は一部以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却（買い取り）価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者らが平成29年10月2日から平成29年11月14日までの30営業日を買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である1,072円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、平成29年12月14日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおりです。

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は56株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は14株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である平成

30年2月6日に効力が発生いたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	平成30年1月16日(火)(本日)
② 整理銘柄指定日	平成30年1月16日(火)(予定)
③ 売買最終日	平成30年1月31日(水)(予定)
④ 上場廃止日	平成30年2月1日(木)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	平成30年2月6日(火)(予定)

以 上